

第1回 大阪府立槻の木高等学校後援会総会 議事録

平成30年7月7日(土) 13:00~13:30

司会) みなさん、こんにちは。只今から第1回 大阪府立槻の木高等学校後援会総会を開催します。私は、本日の司会を努めさせていただきます、槻の木高校事務長の河嶋です。よろしくお願いいたします。まず、本日、お配りした資料の確認をお願いします。A4、1枚もので「総会次第」。そして、ホッチキス止めした「議案書綴り」の2種類です。お持ちで無い方は、お手をお挙げください。

本日の出席者は、現在のところ 12名でございます。また、欠席のご返答を頂いている方が9名で、全ての方が議案審議に関して「議長への一任」ということで委任を頂いていることを報告しておきます。本日のスケジュールですが、次第をご覧ください。只今から、13時30分まで、総会、議案審議となっております。みなさまのご協力をお願いします。それでは、最初に北浦 後援会会長が挨拶いたします。北浦会長よろしくお願いいたします。

☆北浦会長挨拶

司会) ありがとうございます。続きまして、槻の木高等学校の校長先生であります「大西雅美校長先生」から、ご挨拶があります。大西校長先生、よろしくお願いいたします。

☆大西校長先生、挨拶

司会) ありがとうございます。それでは議事に移りますが、本日の議長は、松原紀子様をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、松原さんに議事進行をよろしくお願いいたします。

議長) みなさん、こんにちは。只今、議長に指名されました松原でございます。今回、第1回目の総会ということで、記念すべき会で議長をさせていただきます。不手際もあろうかと思いますが、みなさまのご援助をいただき、できる限り円滑に進行して参りますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移ります。第1号議案の「後援会規約の廃止及び会則の制定について」と第2号議案の「事務の委任」については、関連がありますので合わせて行います。まず、説明を、北浦会長からお願いします。

北浦会長) 会長の北浦です。それでは、「第1号議案 規約の廃止及び会則の制定について」を説明します。議案書綴りの1ページをご覧ください。

現行の後援会規約は、平成18年2月1日からの施行となっていますが、当時は、当会も生まれて間もないということもあり、規約作成の知識も乏しく、今回、法的知識のある方に現行規約を見て頂いたところ、法的要件もしっかりと入った会則に変更すべきとのアドバイスがありました。そこで、抜本的に会則を作り直したことから、規約の改正ではなく、現行の規約を廃止し、新規に会則を制定することとしました。その点は、御理解くださるようお願い申し上げます。

新しい会則のポイントを説明します。まず、後援会は法的には「権利能力なき社団法人」と考えることが一般的であるとのことから、判例等からその要件を盛り込むこととしました。第1条は、団体が法的活動を行うために、必要となる住所地为「高槻市城内町2番13号」とすることを決めました。

第2条は、本会は会員相互の親睦を図り、大阪府立槻の木高等学校（以下「母校」という）が実施する教育活動、部活動及び国際交流活動の支援を行い、母校の発展に寄与することを目的とします。第3条では、本会が行うべきことからを明確に決めました。第3条は、全部読みましょうか、本会は前条の目的のため、次のことを行うとし、1は、総会及び役員会の開催、2は、会員名簿の作成及び管理、3は、会員相互の親睦を図る事業の企画及び開催。4は、母校の教育活動への支援、5は、母校の部活動への支援。6は、母校が実施する国際交流活動への支援。7は、その他目的達成に必要な事項です。

第4条です。本会は次の会員で構成する。1、正会員は、大阪府立槻の木高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立島上高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立高槻南高等学校卒業生の保護者及び旧教職員の各うち、正会員になる意思があり会費を納めた者です。2は、準会員—大阪府立槻の木高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立島上高等学校卒業生の保護者及び旧教職員、大阪府立高槻南高等学校卒業生の保護者及び旧教職員の各うち正会員以外の者です。第4条では、正会員を、槻の木高校卒業生の保護者、島上高校の卒業生保護者と高槻南高校卒業生の保護者、及び各学校の旧教職員のうち、正会員に加入意思のある者と規定しました。

また、加入意思を示さない方は、準会員と規定しました。

第5条に、正会員の加入手続きを規定しました。正会員になるには、別に定め

る入会申込書と入会金を役員会に提出し、これが受理されなければならない。
第6条、本会に、正会員の中から次の役員をおく。会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名、理事5名。第7条、会長は本会を代表し、会務を統括する。2副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。3書記は本会の庶務を掌り、会議を記録する。4会計は本会の会計事務を掌る。5理事は本会の運営にあたる。第8条会長、副会長、書記、会計、理事は、総会で選任する。なお、止むを得ない理由で役員が欠員となった場合は、役員会が欠員となった役員の選任を行う。この場合の任期は欠員となった役員の残任期間とする。第9条、会長、副会長、書記、会計、理事の任期は2年とする。ただし、新たに選任された役員が就任するまでは役員としての地位を有する。また、再任を妨げない。

第6条から第9条までは、役員の規定で、会長、副会長、書記、会計を各1名とするとともに、会の運営に直接関わる、理事を5名としたところです。

なお、任期は2年です。

第10条は、総会は、本会の最高議決機関として案件の審議にあたる。1すべての正会員で構成する。2総会は毎年1回、5月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。3総会では、会則の変更、役員の選任、事業報告、決算報告、事業計画、予算、会計監査人の選任、外部監査人の選任、その他必要事項を審議、議決する。4議決は会議出席正会員の過半数をもって決定する。(委任状を含む)。第11条役員会は、本会の執行機関として会務の実行にあたる。1会長、副会長、書記、会計、理事で構成する。2本会の運営上、必要に応じて随時にこれを開く。第12条本会則に定める会議は、すべて会長が招集する。

第10条から第12条は、会議に関する規定で、総会を本会の最高議決機関とします。総会は、正会員で構成します。すなわち正会員の方のみが議決権を有することとなります。総会は、今回は7月に実施しましたが、今後は5月に開催することも規定しました。

第13条から第22条までは、会計に関する規定です。

第14条で、正会員への入会費を2千円、年会費を2千円と規定しています。後援会の会計処理が正しく行われているか監査していただくために正会員の中から2名の会計監査人、その他に外部監査人を1名選任する規定としています。第23条から第26条までは、財産に関することと、本会則の変更等の手続きなどを定めています。

以上で「第1号議案 規約の廃止及び会則の制定について」の説明を終わります。続きまして「第2号議案、事務の委任について」を説明します。議案書綴りの6ページをご覧ください。これまで、後援会に関する資金の管理や収入及び支出

に関することは、後援会会長から槻の木高等学校の校長先生に事務をしてくださいるように、法的な「事務委任」を行ってきたところです。しかしながら、大阪府監査委員から「後援会の会計事務に関しては、団体自ら行うように」との指摘があり、今年度から当会自らが行うこととします。したがって、平成 30 年 4 月 1 日以降の事務委任は現在行っておりません。事務委任の終了により、資金に関しては後援会に移管することになります。金額は、2,15,0716 円です。以上、ご審議をお願いします。

司会) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、会長からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

※拍手多数

司会) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。次に、第 3 号議案の「新役員の選任について」です。説明を、北浦会長からお願いします。

北浦会長) それでは、「第 3 号議案 新役員の選任について」を説明します。議案書 7 ページを見てください。すいません、私の名前もあります。すいません、私が引き続き会長です。その他、記載のとおりの方が立候補されています。第 1 号議案で承認された会則の第 6 条から第 9 条に規定のある「役員」の選任についてです。会則では、会長、副会長、書記、会計が各 1 名、理事は 5 名となっています。この場で、立候補する方はいらっしゃいませんか。立候補する方がいらっしゃらなければ、資料記載の皆様は役員をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いします。

司会) ありがとうございます。この場で、新役員に立候補する方はいらっしゃいませんか。また、今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

異議がないようですので、説明どおり、新役員を選任することとしてよろしいか。

拍手多数。

司会) それでは、議案書記載の方々に役員をお願いしたいと考えています。新役員の方は、前に出てご紹介くださいますか。

☆北浦会長から紹介

議長) ありがとうございました。それでは、次に参ります。第4号議案の「平成30年度事業計画案について」ですが、第5号議案の「平成30年度予算案について」と関連しますので、2議案をまとめて審議します。説明を、山口会計からお願いします。

山口会計) 会計の山口です。それでは、「第4号議案、平成30年度の事業計画案」を説明します。議案書綴りの8ページをご覧ください。

まず、今回の対象期間ですが、第1号議案の新会則の第15条の定めにより、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

最初に、会議の開催は、会則で開催が決められている総会を開催します。これは本日の総会のことになります。今回は7月の実施となりましたが、今後は、5月の開催となります。

会員名簿の作成と管理は、個人情報の漏洩が起こることが無いように、その管理方法を検討して参ります。会員親睦のための事業は、今年度はどのようなことができるのか検討して参ります。教育活動の支援ですが、主には、現在、学校が積極的に進めている「NEXT STAGE」の活動に対して支援を行います。部活動支援は、全国大会や近畿大会などの出場したクラブに対して、支援を行います。国際交流活動支援ですが、生徒の海外語学研修に付き添う先生の旅費、その他学校が実施する、国際交流活動への支援を行います。

以上で、「第4号議案 平成30年度の事業計画案」の説明を終わります。

続きまして、「第5号議案 平成30年度の予算案」を説明します。

議案書綴りの9ページをご覧ください。対象期間については、先ほどの第4号議案の対象期間と同じです。なお、予算を作成するのは、今回が初めてとなります。支出科目は記載のとおりとし、見込み額や支出額において不確定な部分が多くなっておりますがご了承ください。

まず、第2号議案で承認のあった事務の委任の終了により前期繰越金、これは学校からの資金移管分です。入会金は、今年度20名を見込み、4万円を計上しました。会費は、入会時は入会金しか徴収しませんので、来年からの収入となり今年度はゼロです。寄付金は、卒業式と入学式の際に募る分で、合わせて63万円を計上します。春と秋にPTAが実施しているバザーの収入が10万円です。雑収入は、預金利息などで、200円です。以上、収入合計が292万916

円です。

次に支出の部ですが、運営費が、5万円。一般事業費が、80万円。国際交流活動事業費が、80万円。予備費が20万円計上し、次繰越額が、107万916円以上、支出の合計額は、292万916円です。以上で、「第5号議案 平成30年度の予算案」の説明を終わります。

議長) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。

ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

※拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

次に第6号議案の「会計監査人の選出について」、第7号議案の「外部監査人の選出について」説明を、北浦会長からお願いします。

北浦会長) それでは、「第6号議案 会計監査人の選任について」を説明します。会則第17条では、正会員の中から会計監査人2名を置く、となっております。現在のところ、役員から、議案書綴りの10ページに記載の2名の方を候補者として推薦いたします。

以上、よろしくをお願いします。

続きまして、「第7号議案 外部監査人の選出について」を説明します。

議案書綴りの11ページをご覧ください。第1号議案で承認を頂いた「会則」の第20条の規定で外部監査人を置くこととなっております。

今回、本総会開催などでアドバイスを頂いていて、会計事務及び団体運営に精通している、大阪府職員であり、大阪府立槻の木高等学校の現事務長である河嶋憲治氏を外部監査人に推薦したいと考えています。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。あれば挙手をお願いします。

本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。

ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますよう

お願いいたします。

※拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。それでは、最後の議案になります。第8号議案の「会計基準の制定について」説明を、山口会計からお願いします。

山口会計) 会計の山口です。それでは、「会計基準の制定について」を説明します。まず、本議案の会計基準は、会則の第26条に規定されている「細則」にあたるもので、後援会にとって重要な会計処理に関する基本的な取り決めを、定めるものです。議案書綴りの12ページをご覧ください。

会計計算をキャッシュフローで行うことや、先ほどの第5号議案にあった予算の各科目がどのようなものかを定めています。これを基本に運営しながら、今後、後援会に応じた変更が必要であれば、会則に基づき、総会の承認を頂き、対応して参りたいと考えています。以上、ご審議をお願いします。

議長) ありがとうございます。今の説明で、質問や御意見、反対意見などはありませんか。本議案、役員からの説明に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。

ご異議がないようですので、ご出席の皆様には拍手でご承認くださいますようお願いいたします。

※拍手多数

議長) 承認するが多数と認めます。それでは総会として、本議案について承認いたします。

以上で、すべての議案につきましてご審議いただきました。これで議長席を降壇させていただきます。本日は、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

司会) これで、予定しておりましたすべての議案の審議が終わりました。最後に、第2号議案にありました「事務の委任の終了」に伴い、学校で管理して頂いておりました資金の引継ぎを行います。それでは、大西校長先生と北浦会長は前をお願いします。

※資金引継書に、お二人の署名捺印を行う。

司会) それぞれ、資金引継書に署名捺印をお願いします。

※資金引継書に署名捺印後

司会) それでは、大西校長先生から北浦会長に預金通帳を引き継いで頂きます。
大西校長お願いします。

※通帳の引継ぎ

司会) 大西校長先生、北浦会長ありがとうございました。これで、全て終了です。長時間ご協力いただきありがとうございました。お忘れ物の無いようにお帰りください。

●これで、予定しておりましたすべての議案の審議が終わりました。

●最後に、第2号議案にありました「事務の委任の終了」に伴い
学校で管理して頂いておりました資金の引継ぎを行います。

●それでは、大西校長先生と北浦会長は前をお願いします。

※資金引継書に、お二人の署名捺印を行う。

●それぞれ、資金引継書に署名捺印をお願いします。

※資金引継書に署名捺印後

●それでは、大西校長先生から北浦会長に預金通帳を引き継いで頂きます。
大西校長お願いします。

●大西校長先生、北浦会長ありがとうございました。

●これで、全て終了です。

長時間ご協力いただきありがとうございました。

お忘れ物の無いようにお帰りください。